

# 令和4年度 東京都福祉保健局に対する要望書への回答説明会記録(公開用)

日時:令和5(2023)年1月24日(火) 13:30~14:30

場所:東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

<福祉保健局 出席者>

障害者施策推進部 計画課(調整担当)  
障害者施策推進部 精神保健医療課(生活支援担当)  
障害者施策推進部 施設サービス支援課(障害児通所支援担当)  
障害者施策推進部 施設サービス支援課(児童福祉施設担当)  
障害者施策推進部 施設サービス支援課(連絡調整担当)  
障害者施策推進部 地域生活支援課(在宅支援担当)  
障害者施策推進部 地域生活支援課(障害福祉人材担当)  
障害者施策推進部 地域生活支援課(就労促進担当)  
障害者施策推進部 地域生活支援課(居住支援担当)  
少子社会対策部 家庭支援課(母子保健担当)  
少子社会対策部 保育支援課(保育士等キャリアアップ推進担当)

<住宅政策本部 出席者>

都営住宅経営部 住宅整備課(企画調整担当)  
民間住宅部 安心居住推進課(企画調整担当)  
民間住宅部 安心居住推進課(住宅セーフティネット担当)  
民間住宅部 計画課(空き家施策調整担当)

<東京 LD 親の会連絡会 出席者>

LD 等発達障害児・者親の会けやき 3名  
LD(学習障害)とそれに類似する児・者親の会にんじん村 3名  
学び方が違う子の親の会ルピナス 3名

## 1. 一生涯を通して切れ目のない、LD等発達障害者支援体制の確立

(1) LD等発達障害のある人は、早期発見・早期支援によってその後の成長に大きな影響があります。検診結果が経過観察になった場合には、各区市町村が家族に対し継続的で十分な援助が行えるよう、更なる連携と支援をお願いします。

◆回答: 少子社会対策部 家庭支援課(母子保健担当)

乳幼児健診で経過観察となった乳幼児のフォローに係る独自の取り組みに対して、包括補助により各区市町村に対して財政支援を行っております。また、東京都は区市町村が事業に取り組む際などに、必要に応じて技術的・専門的支援を行っております。

(2)①新型コロナウイルス感染拡大や災害等の非常時の適切な時期に乳幼児健診が受けられず、相談の時期を逸してしまうことがあります。どんな時であっても安心して健診や療育を受けられるようにご尽力ください。また、適切な時期での健診や療育は重要であるため、あらゆる機会を捉えて区市町村に助言をお願いします。

◆回答: 少子社会対策部 家庭支援課(母子保健担当)

乳幼児健康診査等の基礎的な母子保健サービスは区市町村が実施主体であり、区市町村が地域の実

情に応じて独自に取り組む事業とされており。コロナ禍においては、乳幼児健康診査を集団健診から医療機関における個別健診に切り替えた場合、国庫補助による区市町村の負担軽減が講じられており、区市町村は地域の実情に応じて取り組んでいます。また都は、母子保健事業担当者連絡会等の機会を通じて、新型コロナウイルス感染症流行下における母子保健事業の実施に向けて、工夫している点や課題等の情報共有を図っている他、区市町村同士の意見交換の場を設け、取り組みが進むよう支援をしております。

◆(1)及び(2)①について回答： 障害者施策推進部 精神保健医療課(生活支援担当)

東京都では、区市町村包括補助事業により、区市町村が支援専門員及び医師、心理士、OT、PT等を配置し、幼稚園、保育園等を巡回指導することで、発達障害のあるお子さんを早期に発見するとともに、早期に支援機関に繋げるための取り組みを支援しております。引き続きこうした取り組みにより、LD等発達障害のあるお子さん等への支援の充実を図って参りたいと考えております。

②非常時でも家庭訪問やオンラインによる療育・相談等の様々な方法で療育が途切れないような枠組みを構築してください。

③通常とは違う状況の中でも、必要としている当事者・家庭に十分な支援が行き届くよう、連携を図り対応を取れる体制づくりをお願いします。

◆②③まとめて回答： 障害者施策推進部 施設サービス支援課(障害児通所支援担当)

新型コロナウイルス感染症の対応では、都は国通知に基づき、児童発達支援や放課後等デイサービスを利用している児童が、新型コロナウイルス感染症予防のために欠席を希望する場合で、事業所が家庭訪問、電話、その他の方法で児童の健康管理や相談支援等の出来る限りの支援の提供を行ったと区市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることを認めており、継続的なサービス提供の確保を図っております。今後も区市町村等と連携しながら、継続的な支援の確保を図ってまいります。

(3)①乳幼児期に発達障害が早期発見されても、保育所、認定こども園などの施設職員等の専門知識や経験のある職員の数が不足していて、十分な対応がなされていないと聞いています。早期発見の効果が高まるよう、職員数を増やすと同時に、研修会の質も更に向上するよう図ってください。

②区市町村包括補助事業によって区市町村が配置する医師、心理士、OT、PT等の専門家が、幼稚園、保育所等を巡回する回数を増やすとともに、内容も充実させ、個々の園の発達障害児に関する困りごとに丁寧に対応していただくようお願いします。

◆回答： 少子社会対策部 保育支援課(保育士等キャリアアップ推進担当)

都は、障害児等特に配慮が必要な児童に対して保育の充実を図るため、社会福祉法人や株式会社等の全ての事業主体を対象に、認可保育所、認証保育所、小規模保育等の多様な保育を幅広く支援する「保育サービス推進事業」を実施しております。また市町村に対しては、地域の実情に応じて多様な保育ニーズに対応できるよう、子育て推進交付金による支援を実施しており、市町村は交付金等を活用し、認可保育所等に対して職員増配置や障害児保育に必要な人員の配置等の支援を行っております。

◆回答： 少子社会対策部 家庭支援課(母子保健担当)

地域における母子保健水準の維持向上を図るため、区市町村の母子保健従事者や医療機関関係者等を対象とした母子保健研修を開催しており、例年乳幼児の発育発達や乳幼児健診の意義、留意点、育児支援の在り方等についての内容を取り入れております。また、都立小児総合医療センターが中心となり、平成20年度より実施している「子どもの心診療支援拠点病院事業」において、医療機関や保育、

学校、児童福祉施設等の地域の関係機関が、子どもの心の診察や日常生活の中で疾患や障害特性に応じた対応が行われるよう、専門医療機関のノウハウを活用し、各種研修等を実施しております。

◆①②まとめて回答： 障害者施策推進部 精神保健医療課(生活支援担当)

都は、区市町村包括補助事業により、区市町村が支援専門員及び医師、心理士、OT、PT等を配置し、幼稚園、保育園等を巡回指導することで、発達障害のあるお子さんを早期に発見するとともに、早期に支援機関に繋げるための取り組みを支援しております。なお、区市町村包括補助事業であり、具体的な取り組み内容につきましては、各区市町村の実情に応じて行っているところを支援しておるところでございます。また、区市町村や支援機関の発達障害のお子様の支援に携わる職員や医療従事者に対して、発達障害の理解と支援の充実を図るため、様々なテーマを設けて研修を実施しているところがございます。

(4)①児童発達支援センター等の職員が保育所・幼稚園・小学校・中学校・支援学校等を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行う「保育所等訪問支援事業」が全ての区市町村で利用でき、訪問支援をする専門家と訪問支援先の先生・保護者の間で、長期的かつ継続的な支援を意識したスムーズな連携が図られるよう体制づくりをお願いします。

◆回答： 障害者施策推進部 施設サービス支援課(障害児通所支援担当)

障害児及びその保護者が身近な地域で安心して生活していくためには、子どもの成長段階や障害特性に応じたきめ細かな相談対応や、療育等の適切な支援を行う必要があります。保育所等訪問支援については、児童発達支援センター等の職員が保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行い、障害のある子どもが保育所や学童クラブ等を利用できるよう、取り組みを進めていくことが重要です。東京都は「東京都障害者・障害児施策推進計画」において、令和5年度までに各区市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目指しており、区市町村が「障害者施策推進区市町村包括補助事業」を活用して、新たに保育所等訪問支援を開設することを可能としています。

②希望があればいつでも「保育所等訪問支援事業」を利用できるように、区市町村が障害者施策推進区市町村包括補助事業を利用して更に保育所等訪問支援の開設を進めていくよう働きかけてください。

◆回答： 障害者施策推進部 施設サービス支援課(障害児通所支援担当)

東京都は、包括補助事業に関して区市町村を対象とした説明会を例年開催しており、事業の周知を図っております。また、包括補助事業を活用した区市町村の取り組みをまとめた事例集を作成し、周知することで、他の区市町村での包括補助事業の活用を促しております。

③「保育所等訪問支援事業」がどの程度利用されているのかご教示ください。

◆回答： 障害者施策推進部 施設サービス支援課(障害児通所支援担当)

「第一期東京都障害児福祉計画」の終期である令和2年度末月の利用実績は、566人となっております。

(5)保護者を含めた周りの人たちが、子どもの特性を理解してしっかりした就学準備を進めていくためにも、より多くの区市町村が「5歳児健診」を取り入れるよう、働きかけてください。昨年度いただいた回答では、令和元年度の状況で、11区市町村が5歳児健診を実施しているということでしたが、更に増えていくようご尽力をお願いします。

◆回答： 少子社会対策部 家庭支援課(母子保健担当)

都は、区市町村の行う5歳児健診における独自の取り組みについて、未実施の自治体が既に実施している自治体の取り組みを参考にすることが可能となるように、実施内容を一覧にして情報提供しておりまして、

母子保健事業担当者連絡会におきましても情報共有を図っております。

## 2. 放課後等デイサービス等

(1)①放課後等デイサービス事業所については、ただ預かるだけに近い施設や専門性を感じられない対応をする施設等があり、内容の格差が大きいと聞いています。都としてさまざまな機会をとらえてサービス内容を把握し、格差の是正につながるようご指導ください。

②LD等発達障害について正しい知識と見解を持つ専門性の高い職員や、児童と保護者のニーズや課題を適切に把握して個別指導計画を作成する児童発達支援管理責任者が配置され、職員と十分な連携がとれるよう、引き続きご指導を強化するようお願いいたします。

◆回答： 障害者施策推進部 施設サービス支援課(障害児通所支援担当)

東京都では、事業所の新規開設を希望する法人に対して指定協議説明会の参加を求め、運営基準等の説明を行うとともに、虐待防止等、障害児の適切な支援にあたり遵守すべき事項について、周知徹底を図っております。事業所の指定にあたっては、開設する区市町村において、当該事業所で行う療育内容等を記載した事前調査票を基にした事前相談を必須としており、現地確認の際には、必要に応じて区市町村職員の同行を求めています。また、管理者及び児童発達支援管理責任者への面談では、地域におけるニーズの把握や、法令や事業運営等に対する意識を確認するとともに、運営開始後は、国のガイドラインに沿って支援の質の向上と運営の適正化を図るよう指導しております。更に、事件・事故等が発生した場合は迅速な報告を求め、事実確認の下、適切な運営指導に繋げております。今後も区市町村や関係機関と連携し、実態を踏まえながら事業者への運営指導を行って参ります。

## 3. LD等発達障害のある人の自立生活援助

(1)①計画相談支援について、困難事例への対応や様々な調整等を基本報酬に適切に反映させ、事業実施のために十分な報酬単価とするよう引き続き国にお伝えし、制度の充実を図ってください。

◆回答： 障害者施策推進部 地域生活支援課(在宅支援担当)

これまで東京都は国に対し、障害福祉サービス全般にわたり基本的な報酬の改善を行うことや、人件費、土地建物取得費、賃借料等が高額であるという実情を適切に反映させることを要求してきましたが、特に計画相談については報酬が充分でないと言う声も多く、東京都としても令和2年12月に、計画相談支援に係る基本報酬の拡充について緊急提案を行いました。令和3年度の報酬改定において、質の高い相談支援を提供するため、一定程度報酬体系の見直しはされたところですが、国に対して報酬改定の効果を検証し、引き続き報酬体系の見直しについて検討するよう、提案要求して参ります。

(2)基幹相談支援センター、各支援センターでの相談について

①障害のある人が地域で生活を続けていくためには、地域移行支援や地域定着支援等の相談支援が十分機能することが必要です。地域における相談支援の中心となる基幹相談支援センターの設置を更に推進してください。

②引き続き相談支援専門員の質の向上に努めてください。

相談支援専門員は障害のある人やその家族が必要な支援を適切に受けられるよう支援する専門職ですが、障害の種類や本人の困りごとによって利用するサービスは多岐に渡り、複雑です。また、相談支援専門員の得意分野やそれまでの実務環境・経験によっては、障害を理解しきれていなかったり、相談支援専門員の認識と利用する側の悩みが食い違い、希望とは違うサービスを提案されてしまうこともあると聞いていま

す。利用する側が自身の希望や困りごとを具体的に詳しく伝えていくことが重要なのは勿論ですが、それが難しい障害の人もいます。長く付き合い、障害のある人とその家族の人生をサポートしていただく頼れる存在になっていただけるよう、相談支援専門員の更なる質の向上のためにご尽力ください。

◆回答： 障害者施策推進部 地域生活支援課(障害福祉人材担当)

東京都では相談支援従事者研修を実施し、相談支援専門員を育成しております。相談支援従事者研修においては、相談支援の基本的視点として、本人または障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に本人または障害児の保護者の立場に立って行なわれるものでなければならない等、支援における本人の自己選択・自己決定の重要性について、受講者の理解を促しています。今後も引き続き本人や保護者の意思を尊重し、適切な支援ができる相談支援専門員を育成して参ります。

③今年度、東京LD親の会連絡会に参加する3つの親の会で行った保護者対象アンケート(令和4年6月実施、回答率54%)では、「相談」に関して、「どこへ相談すればよいのか分からない」「色々あって複雑」「区市町村により名称も相談できる内容も違う場合があり、混乱する」等の声が多く聞かれました。保護者でも分からない場合があるのであれば、LD等発達障害等のある人にとっては尚更かと考えます。障害のある人が一人でも分かりやすいよう、例えば自治体の福祉課等で全てを把握し、そちらに相談に伺えば必要な支援に結び付けてくれるワン・ストップの窓口作りを各区市町村に促してください。

◆①③まとめて回答： 障害者施策推進部 地域生活支援課(在宅支援担当)

これまで東京都は、総合的・専門的な相談支援、相談支援事業者等との連携強化等、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターの設置促進や機能強化を図るため、基幹相談支援センター設置促進のための手引きや、基幹相談支援センター等における市町村によるモニタリング結果の検証手法等に関する手引きを区市町村に周知して参りました。また、基幹相談支援センター未設置の区市町村への設置を促すだけでなく、既に設置されている基幹相談支援センターにおける相談支援体制の強化を支援することも必要であるため、今年度、都内基幹相談支援センターの設置運営状況の事例紹介を行う等、相談支援体制の整備を支援しています。引き続き広域的な観点から、相談支援体制の整備促進に努めて参ります。

◆③回答： 障害者施策推進部 施設サービス支援課(児童福祉施設担当)

各区市町村では、多種多様なサービスの提供や様々なニーズに対応できるよう相談窓口を設置し、相談に対応しております。「どこへ相談すればよいのか分からない」「色々あって複雑」といったご意見が多いことは区市町村に伝え、利用者が困らないような相談体制づくりを促してまいります。

(3)前述((2)の③)のアンケートによると、本人一人だけで様々な手続きを行うことは難しいという回答が多くありました。LD等発達障害がある人が一人でも手続きができるように、各区市町村の窓口担当職員がLD等発達障害についての専門的で十分な知識を持ち、きめ細かい対応(意思疎通支援・合理的配慮の提供等)をしていただくよう働きかけてください。

◆回答： 障害者施策推進部 精神保健医療課(生活支援担当)

東京都は、区市町村や支援機関等の発達障害児の支援に携わる職員や医療従事者に対しまして、発達障害への理解と支援の充実を図るため、発達障害児の特性についてのテーマを設けて研修を実施しております。ご質問のような状況があるということは認識しております。今後も発達障害児支援に携わる職員の方が発達障害のお子さんの様々な特性に対応できるよう、人材育成に努めていきたいと考えております。

(4)「発達障害者支援ハンドブック」の資料や発達障害者支援センター(TOSCA)の「身近な相談窓口」等の表示方法について

医療機関の情報や各自治体の相談窓口等をリスト状にしてお示しいただいていますが、「読み」が苦手なLDの人達から「文字が小さかったり表の線が入り組んでいて、自分一人では情報が探しにくい」という声が聞かれました。「『表』が分かりにくい」というLDの人でも簡単に情報が探せるよう、例えばチャート図のようなものを使い、一目で内容が分かるような表示をしていただくようお願いします。

◆回答： 障害者施策推進部 精神保健医療課(生活支援担当)

発達障害者支援ハンドブックやホームページ等につきまして、今後改訂が行われる際には、頂いたご意見を参考にさせていただきながら、内容について検討していきたいと考えております。

(5)発達障害者の支援拠点となる発達障害者支援センター(TOSCA)や障害者就業・生活支援センターの機能を更に強化すると共に、専門的な支援員を増やし、発達障害者の就労と生活の安定を図ってください。

◆回答： 障害者施策推進部 精神保健医療課(生活支援担当)

東京都は、東京都発達障害者支援センターに地域支援マネージャーを配置いたしまして、各区市町村への情報提供や助言等を行うとともに、区市町村包括補助事業により支援専門員及び医師、心理士、OT、PT等を配置することを支援しているところでございます。

◆回答： 障害者施策部 地域生活支援課(就労促進担当)

また都では、障害者就業・生活支援センターと契約し、生活支援を専門に担当する職員を配置した上で、生活面を中心とする相談に対する指導や助言等を行うよう求めています。

(6)①発達障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、滞在型グループホームの更なる設置促進をお願いします。また、自立生活の練習の場となる通過型グループホームやサテライト型グループホームについても引き続き増設をお願いします。

②グループホームの種別(知的、精神等)については地域によるばらつきをできるだけ少なくし、その地域のニーズに合ったグループホームが開設されるようお力添えをお願いします。

◆回答： 障害者施策推進部 地域生活支援課(居住支援担当)

都では、「東京都障害者・障害児施策推進計画」の中で「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」を定め、グループホームについては、令和3年度から令和5年度までの3年間で2,500名の定員増を目標として掲げ、滞在型、通過型、及び一人暮らしに近い形態のサテライト型グループホームの設置を促進しております。都内のグループホームの定員は令和3年度末で13,108名となり、令和3年度の1年間で1,232名の増となっております。目標の達成に向けて、引き続き整備費の特別助成の他、国の報酬に上乗せした運営費の補助や、グループホームを新設または増設した場合の家屋借上費等を助成する「グループホーム開設準備等補助事業」を行っていきます。また、障害者が希望する地域で安心して暮らせるよう、地域のニーズを適切に踏まえ区市町村と緊密に連携を図るとともに、事業者に丁寧に対応しながら、今後とも地域居住の場であるグループホームの設置促進に努めて参ります。

(7)①各区市町村の街づくり構想に合わせつつ、都営住宅敷地内に福祉施設等を整備し、都営住宅住戸を障害者のグループホームとして活用できるようにしてください。

◆回答： 住宅政策本部 都営住宅経営部 住宅整備課(企画調整担当)

グループホーム等の福祉施設については、引き続き地元自治体の意向や街づくり構想等を踏まえなが

ら、都営住宅の建て替え事業に合わせて整備して参ります。

②実現した例があれば、お聞かせください。

◆回答：住宅政策本部 都営住宅経営部 住宅整備課(企画調整担当)

地元自治体の要請を踏まえ、都営住宅の建て替え事業に合わせて整備した事例としては、高齢者向けや障害者向け等の福祉施設があります。

(8)LD等発達障害者が自立した生活をしていくためには、今後の「親なき後」を考えた一人暮らしの練習の場が必要となりますが、東京都としてはどのような対策をお考えでしょうか。

◆回答：障害者施策推進部 施設サービス支援課(連絡調整担当)

都は、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」において、日中活動の場である通所施設等について、5,000人分の定員を確保することを目標として定めております。引き続き新たな3か年プランに基づき、地域生活基盤の整備を積極的に進めて参ります。

(9)①住宅セーフティネット制度について、各区市町村に居住支援協議会が設置されるよう、更にご尽力ください。また、居住支援法人に関しても、担い手が増えるような働きかけをお願いします。

◆回答：住宅政策本部 民間住宅部 安心居住推進課(企画調整担当)

障害者の方を含む住宅の確保に配慮が必要な方々に対して、地域の実情に応じたきめ細かな支援を行うためには、区市町村が居住支援協議会を設立し、取り組むことが重要と考えております。都は、平成26年度に不動産関係団体や社会福祉法人等とともに、東京都居住支援協議会を設立いたしました。本協議会におきまして、パンフレットの作成や配布、セミナーの開催等により、区市町村協議会の設立意義への理解を深めるとともに、活動経費の補助を行うこと等、区市町村の協議会の設立促進、活動支援を行ってきた結果、令和4年12月末現在、29の区市で設置をされております。今後もこうした取り組みによりまして、区市町村での協議会の設立促進及び活動支援を進めて参ります。

◆回答：住宅政策本部 民間住宅部 安心居住推進課(住宅セーフティネット担当)

都は、令和4年12月末現在、47の居住支援法人を指定しております。居住支援の担い手を増やし、居住支援に係る体制を更に充実させていくため、未だ指定を受けていない居住支援団体等を中心に、今後も引き続き積極的に指定申請を働きかけていくとともに、法人が行う情報発信に協力する等、法人が活動しやすい環境の整備に努めて参ります。

②親の会としてもこの制度に期待しています。住宅セーフティネット制度を促進し、地域との連携が更に進むようご尽力ください。

◆回答：住宅政策本部 民間住宅部 安心居住推進課(企画調整担当)

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づきまして、

- 1)住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度
- 2)改修や入居への経済的支援
- 3)住宅確保要配慮者の居住支援

この3つの柱を主な内容とします「住宅セーフティネット制度」が設けられております。都では、障害者を含む住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、東京都居住支援協議会において、区市町村や居住支援法人等の先進的な事例を紹介する等、住宅セーフティネット制度を推進しているところでございます。

③空き家を利用して福祉施設を開設した事例もあると聞いています。地域資源を再活用し、障害のある人たちが地域で生活しやすくするため、また空き家対策の一つとして、グループホーム等の福祉施設への転用が更に進んでいくようお力添えをお願いします。

◆回答：住宅政策本部 民間住宅部 計画課(空き家施策調整担当)

都は空き家対策において、障害のある人達のための居場所づくり、グループホーム等、地域のコミュニティの維持・活性化に資する住宅や、地域活性化施設として活用するために、空き家の所有者等が行う改修工事に対して区市町村が補助する場合や、区市町村が自ら改修工事を行う場合に、区市町村へ費用の一部を補助する財政支援をしております。今後も引き続き取り組んで参ります。

#### 4. ペアレントメンター養成・派遣事業

(1) 地域の発達障害児・者やその家族への支援を進めるためにも、ペアレントメンター養成・派遣事業を更に周知し、各区市町村への普及を進めていただくよう、積極的な働きかけをお願いいたします。

◆回答：障害者施策推進部 精神保健医療課(生活支援担当)

東京都では、ペアレントメンター養成・派遣事業について更に周知するとともに、区市町村等向けの活動報告会を実施するなど、区市町村への普及に努めているところでございます。今後も区市町村への説明など様々な機会を捉えまして、区市町村への普及を図って参りたいと考えております。

以上